

# 経営力向上計画の認定を取りましょう！

経営力向上計画は中小企業や小規模事業者の稼ぐ力や生産性向上を支援する取り組みです。新しいことを始める必要はなく、現状の商売を応援するものです。また、認定を受けるといろいろなメリットがあります。業種は問いません。

## 税制優遇

### 1 固定資産税（機械設備等の償却資産税）が3年間2分の1になります。

中小事業者が① 適用期間内に認定を受けた経営力向上計画に基づき、② 一定の設備を③ 新規取得した場合、固定資産税が④ 3年間に渡り2分の1になります。

① 適用期間内とは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までです。

② 一定の設備とは、次のアからエの要件をすべて満たすことになります。

ア 一定期間内に販売されたモデルであること。但し、最新の必要はありません。

イ 旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備であること。

ウ メーカーが所属する工業会等の証明書を取得していること。

エ 次の設備の要件を満たしていること。

- ・機械装置（1台160万円以上で販売開始から10年以内のもの）
- ・工具（1台30万円以上で販売開始から5年以内のもの）
- ・器具備品（1台30万円以上で販売開始から6年以内のもの）
- ・建物附属設備（1基60万円以上で販売開始から14年以内のもの）など

③ 新規取得した場合とは、新品に限ります。中古品は対象外です。設備の修繕も対象外です。

④ 3年間とは、固定資産の課税基準日は毎年1月1日になりますので、遅くとも設備を取得した年の12月31日までに認定を受けないと減税の期間が2年間になります。

### 2 法人税（法人）や所得税（個人事業主）について、即時償却または取得価額の10%の税額控除が受けられます。

の10%の税額控除が受けられます。

青色申告書を提出する中小事業者が、① 指定期間内に認定を受けた経営力向上計画に基づき、② 一定の設備を③ 新規取得した場合、即時償却または取得価額の10%の税額控除の選択適用ができます。

① 指定期間内とは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までです。

② 一定の設備とは、上記1②エの設備要件を満たしていること。

③ 新規取得した場合とは、新品に限ります。中古品は対象外です。設備の修繕も対象外です。

## 補助金支援 補助金審査時に加算対象となります。

現在のところ、次の補助金が対象になります。

- ① 革新的ものづくり・商業・サービス補助金
- ② IT導入補助金

## 金融支援 日本政策金融公庫による低利融資を受けることができますなど。

**その他**・申請書はA4 2枚程度で済みます。

・従業員がいなくても申請できます。

・申請にあたっては商工会で支援いたします。詳しくは富士見町商工会 HP をご覧ください。